

伊勢原市下水道事業経営戦略の改定について（計画期間：令和6年度～令和15年度）

1 改定の趣旨

物価高等による支出増や使用料改正を踏まえ、経営指針である「伊勢原市下水道事業経営戦略」を改定する。また、改定に合わせ、今後10年間で重点的に行う具体的な下水道施策について下水道中期ビジョンとして示す。

- ・計画期間 令和6年度～令和15年度（10年間）
- ・令和6年度及び令和11年度の下水道使用料改正を織り込んだ計画とする。
改正率 令和6年度 基本額部分10.6%、加算額部分9.8% 、 令和11年度 一律9.8%（予定）

2 経営戦略改定の背景と経緯

- （1）公営企業を取り巻く環境は、人口減少や施設の老朽化等に伴う更新需要などの厳しさが増してきている。
- （2）本市は総務省の要請も踏まえ、令和2年度末に経営戦略（計画期間：令和3年度～令和12年度）を策定した。
- （3）令和4年度末頃からの電気料高騰に加え、物価高や労務単価の上昇により短期的にも中長期的にも収支均衡が図れないことが確実視されたため、**経営戦略及び下水道使用料の見直しが必要となった。**
- （4）総務省は物価高等の状況を踏まえ、令和7年度までに経営戦略の改定を行うよう追加要請した。
- （5）令和5年度下水道運営審議会による答申内容を踏まえ、**令和5年12月定例会にて、使用料改正に係る議案上程し、可決。**令和6年4月1日から使用料改正を行うこととなった。なお、今回の支出増に対しては、市民負担へ配慮し、段階的な値上げ（次回は令和11年度を予定）により対応することとした。

伊勢原市下水道事業経営戦略の改定について（計画期間：令和6年度～令和15年度）

3 経営の基本方針 「※」は計画期間内の目標

継続して安定した下水道サービスを提供するため、次の項目を経営の基本方針として事業を実施する。

- (1) アクションプランに基づき、令和12年度までに公共下水道未普及地区の整備に取り組む。
- (2) 災害に強い街（まち）づくりとして、地震対策事業、浸水対策事業を進める。
- (3) スtockマネジメント計画に基づく老朽化対策やアクションプランに基づく建設改良を進め、事業費の平準化および支出の抑制を図る。
- (4) **5年ごとに経営戦略と下水道使用料の見直し**を行い、持続可能な下水道事業の経営に努める。
- (5) **一般会計からの繰入金と資本費平準化債の縮減**を図る。
※一般会計繰入金：前年度比で0.5%ずつ縮減できるように基準外繰入金を調整する
資本費平準化債：令和12年度までに新規発行をゼロにする
- (6) **経費回収率100%を達成**する。
※計画期間において経費回収率100%を達成する
- (7) 不測の事態に対応するため、**5億円程度の未処分利益剰余金を確保**する。
※令和15年度までに未処分利益剰余金を5億円確保する
- (8) 一時借入金に頼らなくても円滑な資金繰りができるよう、**一定規模の現預金を確保**する。
※令和11年度を目処に期末資金残高を10億円確保する
- (9) 使用料収入の増収を図るため、未接続世帯に対し普及促進活動の実施に努め、水洗化率の向上を目指す。